# 食品の栄養成分表示に係る自己点検表

# ==== 加工食品の義務表示事項と表示禁止事項 ====

食品表示基準に定める栄養成分表示について、加工食品の義務表示事項及び表示禁止事項に関する点検 表を作成しましたので、表示作成時の参考にしてください。

なお、この資料は、義務表示事項である、「エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量」だけを表示する場合の点検表です。5項目以外の栄養成分を表示する場合は、順守すべき基準が別途ありますので御注意ください。

#### ●すべての項目が○になっていることが必要です。

番号	チェック欄	チェック項目		補足等
	(Ox)			
-		邦文をもって、読みやす	<sup>-</sup> く、理解しやすいような用	漢字、平仮名、片仮名、アラビア数
		語により正確に表示を行	亍っている	字を用いて表示する
				誤字脱字にも注意
2		容器包装の見やすい箇	所に表示している	
3		表示に用いる文字及び	が枠の色は、背景の色と対	†
		照的な色とする		
4		表示に用いる文字は、J	ISZ8305 に規定する8オ	₹│表示可能面積がおおむね
		イントの活字以上の大き	さである	150cm <sup>2</sup> 以下のものは、
				JISZ8305 に規定する 5.5 ポイン
				トの活字以上の大きさも可
5		右の様式で表示	栄養成分表示	枠の省略、同程度にわかりやすく
		している	品単位当たり	一括して表示することも可
		熱	•●kcal	
		た	:んぱく質 △△g	
		脂	<b>▲</b> ▲ g	
		炭	t水化物    ■■g	
		食	:塩相当量 □□g	
6		「栄養成分表示」の6文	字を表示している	
7		食品単位は「100g当たり」などを表示している		100ml当たり、  食分(▲g)、  包
				装、その他   単位当たりも可
8		販売される状態における	る可食部分の栄養成分の	セットで販売され、通常一緒に食さ
		量を表示している		れる食品はセット合計の含有量を
				表示する
				茶葉は浸出液ではなく"葉"の栄
				養成分の量を表示する
9		栄養成分の量は、「一定	との値」又は「下限値及で	<u> </u>
		上限値」を表示している	)	
10		エネルギーの単位は ko	cal (キロカロリー) で、Ι <i>σ</i>	位を下げることも可
		位まで表示している		
		ただし、Iの位に満たない	い場合で、食品100g当た	
		り5kcal 以上の場合は <sup>z</sup>	有効数字   桁以上	

番号	チェック欄 (O×)	チェック項目	補足等
11		たんぱく質、脂質、炭水化物の単位はg(グラム)	位を下げることも可
		で、1の位まで表示している	
		ただし、1の位に満たない場合で、食品100g当た	
		りの量が0.5g以上の場合は有効数字1桁以上	
12		食塩相当量の単位はg(グラム)で、小数第1位ま	位を下げることも可
		で表示している	
		ただし、小数第1位に満たない場合で、食品100g	
		当たりの量が0.0127g以上の場合は有効数字1	
		桁以上	
13		ナトリウムの量を表示していない	この表示には、順守すべき基準が
14		栄養成分の機能の表示はしていない	別途あります <mark>*</mark>
		(例)カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養	
		素です	
15		栄養成分の補給ができる旨の表示はしていない	
		(例) 高たんぱく質、ビタミンC たっぷり、葉酸入り、	
		カルシウム2倍	
16		栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表	
		示はしていない	
		(例)糖類ゼロ、低脂肪、カロリー 1/2	
17		糖類を添加していない旨の表示はしていない	
		(例)糖類無添加、砂糖不使用、ノンシュガー	
18		ナトリウム塩を添加していない旨の表示はしてい	
		ない	
		(例)食塩無添加	
19		熱量及び栄養成分について、実際のものより著し	
		く優良又は有利であると誤認させる用語を容器包	
		装に表示していない	
20		熱量及び栄養成分について表示すべき事項の内	
		容と矛盾する用語を容器包装に表示していない	
21		「保健機能食品と紛らわしい名称」を容器包装に	保健機能食品の表示には、消費者
		表示していない	庁長官の許可等が必要です*
22		「栄養成分の機能を示す用語」を容器包装に表	この表示には、順守すべき基準が
		示していない	別途あります*
23		「特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語」	この表示には、消費者庁長官の許
		を容器包装に表示していない	可等が必要です*

<sup>\*</sup>栄養強調表示の基準、消費者庁長官の許可等についての詳細は福祉保健局にお尋ねください。

#### ■参考■ <事業者向け>食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン

(第2版 平成30年5月消費者庁食品表示企画課)

消費者庁ホームページ(福祉保健局でも紙媒体を配付しています。) http://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/food\_labeling\_act/pdf/food\_labeling\_act\_I 805 I 8\_000 I.pdf



# ●表示している値の種類によって、(1)から(3)までのいずれかを点検してください

(1)「正確」な値を「一定値」で表示している場合

補足等
<del> </del>
長示された含有量「一定値」は、当 亥食品の期限内において、許容差
D範囲内になければならない
k
食品表示基準別表第9の第3欄に
曷げる測定及び算出の方法
<b>\$</b> 2
食品表示基準別表第9の第4欄に
曷げる許容差の範囲
<b>k</b> 3
青涼飲料水その他の一般に飲用
て供する液状の食品は、当該食品
00ml 当たりの量
<b>亥の k食島 k食島 k睛こ</b>

## (2)「正確」な値を「上限値及び下限値」で表示している場合

番号	チェック欄	チェック項目	補足等
	(Ox)		
1		「下限値及び上限値」は、分析等* によって得ら	表示された含有量「下限値及び上
		れた値が当該「下限値及び上限値」の範囲内で	限値」は、当該食品の期限内にお
		ある	いて、その幅の中に含まれていなけ
			ればならない。
			*
			食品表示基準別表第9の第3欄に
			掲げる測定及び算出の方法

### (2) 合理的な「推定」により得られた値を表示している場合

番号	チェック欄	チェック項目	補足等
	(Ox)		
1		「推定値」又は「この表示値は、目安です。」のい	栄養成分表示に近接した場所に
		ずれかの文言を含む表示をしている	表示すること
2		表示された値の設定の根拠資料を保管している	根拠資料は、定期的に確認を行う
			ことが望ましい
3		根拠資料は、文書、電子媒体のいずれかの方法	販売を終了する製品については、
		で保管している	最後に製造した製品の賞味(消
4		表示が行われる期間、根拠資料を保管している	費)期限が経過するまでの期間

# ■参考■ よくある間違い例~義務表示事項~

よくある間違い	正しい表示	解説	
栄養成分 100gあたり 標準栄養成分 100g当たり 栄養成分値 100g当り	栄養成分 <b>表示</b> 100g <b>当たり</b>	必ず、「栄養成分表示」と表示してください。【食品表示基準別記様式2、H27消費者庁Q&A:加工-263】	
熱量 たんぱく質 炭水化物 脂質 食塩相当量	熱量 たんぱく質 <b>脂質</b> <b>炭水化物</b>	栄養成分を表示する順番は決まっています。【食品表示基準別記様式2】	
エネルギー IOOkca	食塩相当量         エネルギー       I 00kca	栄養成分ごとの単位は決まっています。誤字脱字にも要注意。 【食品表示基準別表第9(第1 欄及び第2欄)】	
カロリー 100kcal	エネルギー IOOkcal	栄養成分の項目名は決まって います。誤字脱字にも要注意。	
脂肪 3g	脂 <b>質</b> 3g	【食品表示基準別表第9(第 I欄)、H27消費者庁通知:35ペ	
塩分相当量 4.2g	<b>食塩</b> 相当量 4.2g	ージ】	
食塩相当量 5g	食塩相当量 5. <b>0</b> g	食塩相当量は、少数第1位まで表示します。最小表示の位は栄養成分ごとに決まっています。 【H27 消費者庁通知:35~36ページ】	
1食分(10g)を表示する際	食分(  Og)を表示する際   たんぱく質	たんぱく質は、食品100g当たりの量が0.5g以上であるときは、 有効数字1桁以上で表示します。【H27 消費者庁通知:35~ 36ページ】	
	<ul> <li>義務表示事項の最小表示の位</li> <li>エネルギー → Iの位</li> <li>※Iの位に満たない場合であって、食品IOOg当たり5kcal以上であるときは、有効数字I析以上。</li> <li>たんぱく質、脂質、炭水化物 → Iの位</li> <li>※Iの位に満たない場合であって、食品IOOg当たりの量が 0.5g以上であるときは、有効数字I析以上。</li> <li>食塩相当量 → 小数第I位</li> <li>※小数第I位に満たない場合であって、食品IOOg当たりのナトリウム量が5mg以上であるときは、有効数字I析以上。</li> </ul>		

よくある間違い		正しい表示	解説
表示値が 「微量」	00 k c a l		栄養成分ごとの単位は決まって います。【食品表示基準別表第
「検出せず」 「割合(%)」 -			9(第1欄及び第2欄)】 Oと表示することができる量未
「Tr」	00 <b>m</b> g		満であれば「Okcal」「Og」 「Omg」「Oμg」と表示すること
	00 µ g		ができます。【食品表示基準別 表第9(第5欄)】
	義務表示事項の <b>栄養成分の</b>		D単位
		エネルギー たんぱく質、脂質、炭水化	→ kcal 物、食塩相当量 → g
表示値が 「5g以下」	「 <b>5 g</b> 」又は	「 <b>○ g ~</b> 5g」	「上限値のみ」又は「下限値の み」で表示することはできませ
「60mg以上」 「30μg未満」	「 <b>60mg</b> 」又は「60mg~〇 <b>mg</b> 」		ん。 0と表示することができる量未
	г <b>30 µ g</b> л	Zは <b>「○μg~</b> 30μg」	満であれば「Okcal」「Og」 「Omg」「Oμg」と表示すること
			ができます。【食品表示基準別 表第9(第5欄)】

### 【食品表示基準】

食品表示基準(平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号):平成29年9月1日一部改正 【H27 消費者庁通知】

食品表示基準について(平成 27 年3月 30 日消食表第 | 39 号):平成30年9月2 | 日第 | 3次改正 【H27 消費者庁 Q&A】

食品表示基準 Q&A について(平成 27 年3月 30 日消食表第 140 号):平成31年3月1日第6次改正